

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【公表番号】特表2014-508667(P2014-508667A)

【公表日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【年通号数】公開・登録公報2014-018

【出願番号】特願2013-549815(P2013-549815)

【国際特許分類】

B 29 C 43/52 (2006.01)

B 29 C 43/24 (2006.01)

【F I】

B 29 C 43/52

B 29 C 43/24

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年2月25日(2015.2.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも第1の加熱面(1)と第2の加熱面(2)とを備えた、シート(6)の加熱装置(3)であって、

前記第1の加熱面および第2の加熱面(1、2)は、第1の加熱面および第2の加熱面(1、2)が互いに重なるように配置され、第1の加熱面と第2の加熱面(1、2)との間に少なくとも二つのガイドエレメント(4)が配置され、第1の加熱面および/または第2の加熱面(1、2)の少なくとも一端は尖形状である、加熱装置(3)。

【請求項2】

少なくとも一つのガイドエレメント(4)は、前記第1の加熱面および/または第2の加熱面(1、2)の全長にわたる、請求項1に記載の加熱装置(3)。

【請求項3】

前記第1の加熱面(1)および/または前記第2の加熱面(2)は、平坦面を有する、請求項1または2に記載の加熱装置(3)。

【請求項4】

少なくとも一つのガイドエレメント(4)は加熱可能である、請求項1から3いずれか記載の加熱装置(3)。

【請求項5】

前記第1の加熱面(1)は、異なった部分の温度差が、加熱面(1)の幅にわたって、0.5~6より小さい、請求項1から4いずれか記載の加熱装置(3)。

【請求項6】

前記第1の加熱面(1)は、異なった部分の温度差が、前記加熱面(1)の長さにわたって、0.5~6より小さい、請求項1から5いずれか記載の加熱装置(3)。

【請求項7】

前記第2の加熱面(2)は、異なった部分の温度差が、0.5~6より小さい、請求項1から6いずれか記載の加熱装置(3)。

【請求項8】

前記第1の加熱面(1)と前記第2の加熱面(2)との温度差は、0.5~6より小

さい、請求項 1 から 7 いずれか記載の加熱装置（3）。

【請求項 9】

前記加熱装置（3）内では、大気圧、重力、および張力のみがシート（6）に作用する、請求項 1 から 8 いずれか記載の加熱装置（3）。

【請求項 10】

請求項 1 に記載の加熱装置（3）を備えるシートの製造装置であって、

前記製造装置は、一対のカレンダーロール（5）を備え、

前記第 1 の加熱面および／または第 2 の加熱面（1、2）は、前記尖形状が前記カレンダーロール（5）に対向するよう配置される、製造装置。

【請求項 11】

前記尖形状の端部と前記カレンダーロール（5）との距離は、前記カレンダーロールの直径の 2 ~ 10 % である、請求項 10 に記載の製造装置。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

好ましくは、少なくとも一つのガイドエレメントは、第 1 および／または第 2 の加熱面の少なくとも一つの寸法全体にわたる。ここで、ガイドエレメントが少なくとも一つの寸法全体にわたるとは、ガイドエレメントが、少なくとも一方の加熱面の全長にわたる場合、または少なくとも一方の加熱面の全幅にわたる場合を意味する。ガイドエレメントの両方が、両方の加熱面の全長（好ましくは同じ長さを有する）にわたることが好ましい。